



平成30年3月23日

各 位

上場会社名 清水建設株式会社
代表者名 取締役社長 井上 和幸
上場取引所 東証・名証各第1部
コード番号 1803
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
栗本 尚幸
TEL. 03-3561-1111 (大代表)

独占禁止法違反容疑による刑事告発および起訴
ならびに代表取締役等の異動について

本日、当社は、東海旅客鉄道株式会社発注の中央新幹線品川駅新設工事（北工区）他における独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑により、公正取引委員会による刑事告発を受け、東京地方検察庁より起訴されました。

当社は、平成3年の「独占禁止法順守プログラム」の制定以来、「独占禁止法順守マニュアル」や「入札に係る役員・従業員の行動規準」などを整備し、コンプライアンス・ホットライン（相談・通報制度）を設け、またコンプライアンス研修の受講を全従業員に義務付け、法務部が継続的に支店・事業部門を巡回し、制度の確実な実施を図る等、全社を挙げてコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。これらの努力にもかかわらず、今回の事態に至りましたことは、誠に遺憾であり、株主をはじめ関係者の皆様に、衷心よりお詫び申し上げます。

昨年12月に当局による捜査を受けて以来、当社はコンプライアンス体制の見直しに努めてまいりました。本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり、従来からの対策に加え、今般新たに再発防止策を決定するとともに、株主の皆さまをはじめ、多くの関係者の皆さまに多大なるご心配をお掛けした今回の事態を厳粛に受け止め、今後の再発防止に全力を尽くす決意から、全取締役の役員報酬の一部返上を決定しました。併せて、代表取締役および執行役員の異動について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

今後、全社を挙げて信頼回復に努めてまいる所存です。

記

1. 再発防止策について

- (1) 経営トップが率先して倫理意識の涵養とコンプライアンスの徹底を図る
 - ・役員・従業員全員が経営の基本理念である「論語と算盤」を拳拳服膺し、高い倫理意識を持ち、自らの行動を律するよう、経営幹部が率先垂範して、倫理意識の涵養とコンプライアンスの徹底に継続して取組む。

- ・外部有識者の協力も得て、役員・従業員の高い倫理意識の涵養を図る。
- (2) 組織改正によるコンプライアンスの強化
 - ・企業倫理委員会の委員長を社長とし、外部有識者を加えた社長直轄の組織とする。
 - ・企業倫理室を新設し、企業倫理の浸透、コンプライアンスの徹底に向けた取組みを強化する。
 - ・企業倫理室は、本事案の発生原因分析と再発防止策の妥当性に関する客観的な評価を外部有識者に依頼して、その評価結果を今後の施策に活かしていく。
 - ・営業体制を刷新する。
 - － 営業総本部を設置し、建築営業本部、土木営業本部を統轄する。
 - － 営業総本部にコンプライアンス担当の役員を置く。
 - ・監査部の組織拡充により監査機能を強化する。
 - ・全社の主要営業案件について公正な入札に関する臨時監査を実施する。
(平成30年4月～6月予定)
- (3) 行動規準の見直し
 - ・通報義務の明確化
 - ・同業他社との接触に関するルールの明確化
 - ・違反者に対する処分の強化
- (4) 特定プロジェクトに対するコンプライアンスチェックの強化
技術的難易度の高さや事業規模の大きさ等の理由によって事実上、競争者が限定され、競争制限行為を誘引するリスクの高い案件に関するチェックを強化する。

2. 役員報酬の返上

会長・社長	報酬の50%を3ヶ月
副社長	報酬の50%を2ヶ月
取締役専務執行役員	報酬の50%を1ヶ月
その他の取締役	報酬の25%を1ヶ月

3. 役員の変動

① 代表取締役の変動 (平成30年4月1日付)

取締役 専務執行役員 岡本正 (現 代表取締役副社長 土木総本部長)
なお、本年6月下旬に取締役を退任する予定です。

② 執行役員の退任 (平成30年3月31日付)

杉原克郎 (現 常務執行役員 土木東京支店長)
久保周太郎 (現 執行役員 土木総本部 第一土木営業本部長)

以上